

個人事業税の課税を巡り注目判決

東京地裁、保険外交員の業務は「代理業」に該当

保険外交員に対する個人事業税の課税については、平成29年度から東京都がそれまでの運用を変更して課税する事案が増えたため、個人事業税の課税対象となる「代理業」に該当するか否かが裁決等で争われてきたところだが、令和7年3月4日、東京地裁（民事38部、鎌野真敬裁判長）で納税者の請求を棄却する判決が下された。

東京地裁は、商法27条に定義された「代理商」の業務の内容及び所得税法上の事業所得に関する解釈を踏まえて、「個人事業税の課税客体となる『代理業』とは自己の計算と危険において独立して反復継続的に営まれる事業であって、手数料等の報酬の取得を目的として、一定の商人のために、その平常の営業の部類に属する取引の代理又は媒介をするもの」との解釈を示した上で、原告らの行う業務は「代理業」に当たるとの判断を下した。

令和3年には、第1回口頭弁論前に東京都が税額を0円とする減額通知書を発出した事例がある（本誌903号10頁）ものの、当該事案は、個別事案として整理した方がよさそうだ。

なお、令和6年10月の都税調では法定業種の限定列举方式そのものを廃止することも2年ぶりに提言されており、今後の動向が注目される。



東京都の平成29年度からの運用変更により不服申立てが増加

まず、保険外交員に対する個人事業税課税のこれまでの状況を振り返ってみよう。

周知のとおり、個人事業税は、個人が営む事業のうち、地方税法等で定められた事業（法定業種）に対してかかる税金であり、現在、法定業種には70の業種がある。個人で事業を営む者は、毎年3月15日までに前年中の事業の所得などを地方自治体に申告しなければならない。ただし、所得税の確定申告をした者は個人の事業税の申告をする必要はなく、所得税の申告書の「事業税に関する事項」欄

それに基づき税額等を計算して、納税通知書を納税者に送付する。

従来、事務所や事業所を設けて保険代理店を営む個人は、第一種事業の「代理業」として個人事業税の課税対象とされてきた一方、生命保険会社の営業職員である保険外交員の行う事業は法定業種には含まれないとの運用がなされてきた。ところが、東京都は平成29年度分から、保険外交員の行う事業も「代理業」に該当するとして個人事業税を課税するようになった。

（必要事項を記入すればよい。自治体側は、取扱いの変更を不服とした納税者らは行政

最新号（3月17日号）の掲載記事となります。
本記事を読むには無料見本誌をご請求ください。